

返金制度に関する事項

当事業所は返金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返金する制度）を設けています。

当社は、採用決定者が入社日より一定の期間内に、専ら採用決定者の都合により退職し、または専ら採用者決定者の責めに帰すべき事由により懲戒解雇をされたときは、採用決定者入社日を起算日として下記に定める条件に従い、対価の一部を求人者に返金するものとする。

但し、採用決定者に対する求人者の法令違反もしくは
労働契約違反に起因する退職の場合はこの限りではない。

- 1 ヶ月未満に自己都合退職等をした場合：報酬の 70%を返金
- 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満に自己都合退職等をした場合：報酬の 50%を返金
- 2 ヶ月以上 6 ヶ月未満に自己都合退職等をした場合：報酬の 30%を返金